

「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」の変更について

改正雇用保険法が施行されることに伴い、以下の内容に変わります。

○ **就業促進定着手当の支給率の上限が変わります。P24.25**

令和7年4月1日以降に就職した方については、支給率の上限が20%になります。

○ **就業手当が廃止されます。**

令和7年4月1日以降は就業手当が廃止されます。

○ **「特定一般教育訓練」及び「専門実践教育訓練」の給付率（最高限度）が引き上げられました。**

令和6年10月1日以降に、教育訓練の受講を開始した場合には、「特定一般教育訓練」及び「専門実践教育訓練」の給付率が引き上げられました。詳しくはハローワーク職員までお問い合わせいただくか、または、鹿児島労働局のHP（教育訓練給付金を拡充します）に掲載していますので、ご確認ください。

こちら



○ **給付制限期間が原則1か月※になります。**

また、令和7年4月以降に教育訓練等を受けた（受けている）場合、給付制限が解除されます。

（給付制限解除の要件等は①から③をご確認ください。）

※ 正当な理由がなく自己の都合で離職された方の給付制限期間は、離職日が令和7年4月1日以降である場合は原則1か月、同年3月31日以前である場合は原則2か月となります。

ただし、離職日からさかのぼって5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合離職し受給資格決定を受けた場合または自己の責任による重大な理由により解雇された場合の給付制限期間は、3か月となります。

① 給付制限解除の要件

令和7年4月以降に教育訓練等を受けた（受けている）場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます。次のいずれかの教育訓練等（令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限り）を離職前1年以内に受けた方（途中退校は該当しません）または離職日以後に受けている方が対象です。

- 教育訓練給付金の対象となる教育訓練
- 公共職業訓練等
- 短期訓練受講費の対象となる教育訓練
- 上記に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練

※ 自己の責任による重大な理由により解雇（重責解雇）された場合は、対象外です。

たとえば

〈教育訓練等を受けていない場合〉



〈離職前1年以内に教育訓練等を受けたことがある場合〉



〈離職日以後に教育訓練を受ける場合〉



② 教育訓練等を受けた（受けている）場合の申し出について

受講開始以降、受給資格決定日や受給資格決定後の初回認定日（初回認定日以降に受講を開始した場合は、その受講開始日の直後の認定日）までに申し出る必要があります。

ご注意ください

給付制限期間が2か月以上で、初回認定日以降かつ給付制限期間中に教育訓練等の受講を開始する場合には、**申し出の期限に注意が必要です。**

受講開始日が

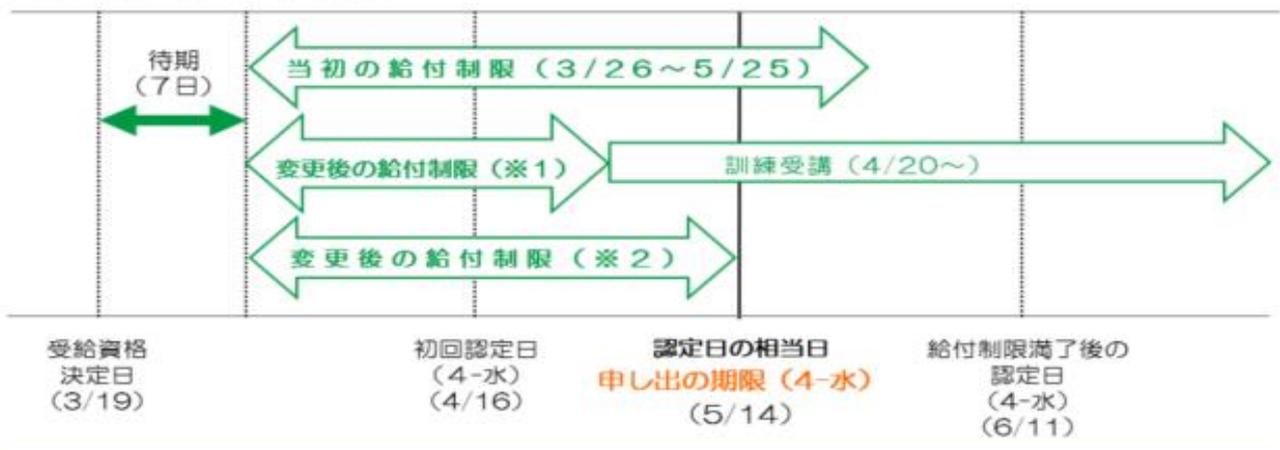
- ① 「初回認定日」以降かつ「認定日の相当日」前である場合
→ 受講開始日直後の「失業認定日に相当する日」までに申し出をする必要があります。
- ② 「認定日の相当日」以降かつ「給付制限期間満了後の失業認定日」前である場合
→ 「給付制限期間満了後の失業認定日」までに申し出をする必要があります。

本来、給付制限期間中の認定日はありませんが、給付制限期間中であっても、訓練の受講開始直後の週型と曜日が同一である「認定日の相当日」までに訓練受講を申し出て給付制限を解除し、訓練受講開始日以降、基本手当を受給することができます（失業の認定については、「11 失業の認定とは？」をご覧ください。）。

また、申し出を行い給付制限の解除を受ける場合、通常の失業認定と同様、認定日数に応じた職業相談等の求職活動実績が必要です（求職活動実績の取扱いについては、「13 求職活動実績とは？」をご覧ください。）。

【例】

週型と曜日が、4-水の場合



週型と曜日については、「11 失業の認定とは？」をご覧ください。

※1 5/14 までに訓練受講を申し出て、5/14 に認定を受けた場合、4/20 から基本手当が支給されます。

※2 5/14 までに訓練受講の申し出をしなかった場合、6/11 までに訓練受講の申し出をしたとしても、4/20 ~ 5/14 の基本手当を受給することはできません。

③ 申し出の際の必要書類

以下の書類をハローワークへ提出してください。

- 受給資格決定日以降に受講を開始する場合 または 受給資格決定日に受講中の場合
→ 訓練開始日が記載された領収書または訓練実施施設による訓練開始日の証明書
 - 受給資格決定日前に訓練を修了している場合
→ 訓練修了日が記載された修了証明書または訓練実施施設による訓練修了日の証明書
- 教育訓練給付金の支給申請時などにこれらの書類を提出済みの場合は、その旨お伝えください。

【再就職手当の留意点】

給付制限の解除を受けた方も、「22 再就職手当について」の支給要件「④待期満了後1か月間については、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したもの」の要件を満たす必要があります。